

国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程</p> <p>平成20年11月1日 20教規程第55号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>第4条 次の各号に掲げる組織等は、それぞれ当該各号に定める地区で管理する公用車を利用するものとする。</p> <p>一 省略</p> <p>二 省略</p> <p>三 広報・社会貢献チーム（科学博物館総務係に限る。）、研究支援・産学連携チーム（研究業務係及び産学連携係等に限る。）、留学交流推進チーム、小金井地区総務チーム、小金井地区会計チーム、小金井地区学生サポートセンターチーム、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、図書館（小金井図書館）、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター分室、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター（機器分析施設）、科学博物館、放射線研究室及び女性未来育成機構（小金井地区に勤務する者に限る。） 小金井地区</p> <p>第5条～第16条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略（現行どおり）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる組織等は、それぞれ当該各号に定める地区で管理する公用車を利用するものとする。</p> <p>一 省略（現行どおり）</p> <p>二 省略（現行どおり）</p> <p>三 広報・社会貢献チーム（科学博物館総務係に限る。）、研究支援・産学連携チーム（研究業務係及び産学連携係等に限る。）、留学交流推進チーム、小金井地区総務チーム、小金井地区会計チーム、小金井地区学生サポートセンターチーム、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、図書館（小金井図書館）、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター分室、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター（機器分析施設）、科学博物館、放射線研究室、<u>女性未来育成機構</u>（小金井地区に勤務する者に限る。）<u>及び研究戦略センター</u> 小金井地区</p> <p>第5条～第16条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（23教規程第44号）

この規程は、平成23年11月21日から施行し、平成23年11月7日から適用する。